

## 柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市地域商業の発展を図るため、本市に新規出店を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するに当たり、柏原市補助金交付規則（平成30年柏原市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 柏原市において、空き店舗又は空き家（賃借物件に限る。）を活用し、当該年度中に小売業等の店舗の出店を行った者であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を除く。
- (2) 法人に当たっては、中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条に規定する中小企業者であること。
- (3) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例27号）第2条の暴力団等でないこと。
- (4) 中小企業者以外のものが営むフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としている者でないこと。
- (7) 支援の対象が、他の補助金などの対象経費と重複していないこと。
- (8) 既に市内において事業を営んでいる者が、当該事業を廃止等により、新規事業を行うものでないこと。
- (9) その他市長が不適切と認めた者でないこと。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす事業であるものとする。

- (1) 申請した内容に基づき、継続して1年以上事業を行い、積極的かつ継続的に事業を行うよう努めること。
- (2) 1週間当たり4日以上程度営業し、かつ一週間の営業時間合計が20時間以上程度であること。

### (補助対象業種)

第4条 補助金の対象となる業種は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、健全で集客を促進する効果が期待でき、本要綱の目的に照らして適当と認められるものとする。

- (1) 法に基づく小売業のうち別表第1に掲げるもの
- (2) 法に基づくサービス業のうち別表第2に掲げるもの

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第3に掲げる経費とする。ただし、他の同様の補助金の交付を受けているときは、補助の対象としないものとする。

2 前項に規定する補助金額は補助対象経費の2分の1以内とする。

3 算定した補助金額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の限度)

第6条 補助金の交付は、予算の範囲内において行う。

(補助金の額)

第7条 補助金額の上限は、10万円とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、柏原市新規出店促進事業者補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 同意書(様式第3号)
- (3) 事業計画書(様式第4号)
- (4) 収支予算書(様式第5号)
- (5) 位置図
- (6) 賃貸借契約書の写しその他の当該空き店舗又は空き家の使用の権原を確認できる書類
- (7) 補助対象経費に係る契約書及び領収証の写し
- (8) 改修工事等の内容の分かる図面及び店舗内及び店舗の外観の写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第9条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、柏原市新規出店促進事業者補助金交付決定通知書(様式第6号)により、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、柏原市新規出店促進事業者補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは条件を付することができる。

(補助金の請求及び支払方法)

第10条 前条の規定による通知を受けたときは、柏原市新規出店促進事業者補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、口座振替の方法により速やかに補助金を交付するものとする。

(業務報告)

第11条 補助金の交付を受けた翌年度の3月末までに、柏原市新規出店促進事業業務報告書(様式第9号)に必要書類を添えて市長に提出すること。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交

付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助対象事業を遂行することができなくなったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 災害等により事業の継続が困難な場合

イ その他事業を継続できないことがやむを得ないものと市長が認める場合

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対し、柏原市新規出店促進事業者補助金交付取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部を返還させるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、補助金を返還すべき者に対し、柏原市新規出店促進事業者補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類等の整備）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支、事業の遂行状況及び経理の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、かつ、これらの書類等を補助事業の実施年度後5年間保存しておかなければならない。

（検査等）

第15条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期し、又は補助事業者の経営状況を把握するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員に關係帳簿書類その他の物件を調査させることができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

日本標準産業分類上の分類			
大分類		中分類	
I	卸売業，小売業	56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
M	宿泊業，飲食サービス業	76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業

別表第2（第4条関係）

日本標準産業分類上の分類					
大分類		中分類		小分類	
G	情報通信業	38	放送業		
		39	情報サービス業	411	映像情報制作・配給業
				412	音声情報制作業
				415	広告制作業
				416	映像・音声・文字情報制作に 付随するサービス業
K	不動産、物品賃貸業	70	物品賃貸業		
L	学術研究，専門・技術サービス業				
M	宿泊業，飲食サービス業	75	宿泊業		
N	生活関連サービス業，娯楽業				

別表第3（第5条関係）

区分	対象経費	補助対象とならない経費
店舗改装費	内装工事費、外装工事費、給排水工事、電気工事等に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接事業の用途に付さない部分に係る経費</li> <li>・当該店舗と一体的ではない什器及び備品の購入に係る経費</li> <li>・親族等が所有する物件に対する改装費</li> </ul>

様式第1号（第8条関係）

令和 年 月 日

柏原市長 様

（申請者）

住 所

氏 名

電話番号

柏原市新規出店促進事業者補助金交付申請書

令和 年度において、標記の補助金の交付を受けたいので、柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額	円（千円未満切り捨て） *合計額が上限額を超える場合は上限額とする。
店舗改修費	改修費（ 円）×補助率(1/2)＝ 円

柏原市長 様

（申請者）

住所

氏名

（氏名は自署してください）

誓 約 書

私は、柏原市新規出店促進事業者補助金の交付の申請をするにあたり、下記の誓約事項を遵守・履行し、不正に補助金を受給しないことを誓約いたします。

また、万一違反した場合は、不正に受給した補助金を指定された期限までに返還することを併せて誓約いたします。

なお、柏原市暴力団排除条例の規定に基づき、申請書類に記載されている情報を警察に照会することに同意いたします。

【誓約事項】

- 1 市に提出する書類の記載内容や補助金の受給資格に偽りが無いこと。
- 2 柏原市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等でないこと。
- 3 申請内容について、市から詳細な資料を求められたときは、速やかに市に提出をすること。

様式第3号（第8条関係）

令和 年 月 日

柏原市長 様

（申請者）

住所

氏名

（氏名は自署してください）

同 意 書

私は、柏原市新規出店促進事業者補助金の交付に係る審査のため、市税の納税状況について、市長が確認することに同意します。

-----以下市記入欄-----

【納税状況】

滞納なし

滞納あり（ ）

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

柏原市財務部納税課長



様式第4号（第8条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

代表者名	
連絡先	住所：〒
	電話： <span style="float: right;">FAX：</span>
	E-mail：

2 事業内容、出店動機等

事業区分	小売業 ・ サービス業
屋号（店舗名）	
開業日	年 月 日
営業時間	時 分 ～ 時 分まで
1週間当たりの 営業時間	時間
定休日	
従業員数	
事業内容、出店の目的、理由、動機	

様式第5号（第8条関係）

収 支 予 算 書

〈収 入〉

単位：円

科 目	予 算 額	摘 要
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他		
合 計		

〈支 出〉

単位：円

科 目	予 算 額	摘 要
設備資金		
改装、改築費		
備品費		
その他		
小 計		
運転資金		
商品、材料等仕入資金		
人件費		
その他の資金		
小 計		
合 計		

様式第6号（第9条関係）

柏原市指令 第 号  
令和 年 月 日

様

柏原市長 富宅 正浩 印

柏原市新規出店促進事業者補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった柏原市新規出店促進事業者補助金は、下記のとおり交付決定しましたので、柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- （1）柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱の遵守
- （2）前号に違反する事実が明らかとなった場合、柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第12条及び第13条の規定に基づき、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付している補助金については、返還を命じることがあります。

様式第7号（第9条関係）

柏原市指令 第 号  
令和 年 月 日

様

柏原市長 富宅 正浩 印

柏原市新規出店促進事業者補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった柏原市新規出店促進事業者補助金は、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第8号（第10条関係）

令和 年 月 日

柏原市長 様

(請求者)

住 所

氏 名

印

電話番号

柏原市新規出店促進事業者補助金交付請求書

令和 年 月 日付け柏原市指令第 号で交付決定のあった柏原市新規出店促進事業者補助金について、柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

記

請 求 額 金 円

振 込 先	金融機関名		本・支店名
	銀行・金庫・組合		支店・支所・出張所
	口座種別	口座番号	口座名義人（フリガナ）
	1 普通 2 当座		

様式第9号（第11条関係）

令和 年 月 日

柏原市長 様

（申請者）

住所（所在地）

電 話 番 号

商 号

氏 名

印

柏原市新規出店促進事業業務報告書

令和 年 月 日付け、柏原市指令 第 号で交付を受けた事業が完了しましたので、柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の種類
- 2 店舗名
- 3 営業時間
- 4 定休日
- 5 週あたりの営業時間
- 6 従業員数
- 7 報告時点で（ 営業している ・ 営業していない ）  
※営業していない場合はその理由（ ）
- 8 添付書類 確定申告書類一式

様式第10号（第12条関係）

柏 産 第 号  
令和 年 月 日

様

柏原市長 富宅 正浩 印

柏原市新規出店促進事業者補助金交付取消通知書

令和 年 月 日付け柏原市指令第 号で通知した柏原市新規出店促進事業者補助金について、下記のとおり補助金の取消しをしたので、柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 取消額 金 円

2 取消しの理由

様式第11号（第13条関係）

柏 産 第 号  
令和 年 月 日

様

柏原市長 富宅 正浩 印

柏原市新規出店促進事業者補助金返還命令書

令和 年 月 日付け柏原市指令第 号で通知した柏原市新規出店促進事業者補助金について、下記のとおり補助金の返還を命じるので、柏原市新規出店促進事業者補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 返還額 金 円
- 2 返還の理由
- 3 返還の期限 令和 年 月 日まで